平成２２年（フ）第３７２号
兵庫県姫路市野里586番地２
債務者　津江　志津
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６６号
兵庫県朝来市山東町末歳654番地　コーポ川輪406号、前住所兵庫県朝来市山東町矢名瀬町686番地
債務者　片芝富美夫
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第８４号
兵庫県豊岡市日高町名色1515番地の１、前住所兵庫県豊岡市今森６番地の１　メゾンドゥリーブ203
債務者　北村　樹里
１　決定年月日時　平成22年８月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２２年（フ）第１０２４号
広島市安佐南区西原４丁目43番24―601号
債務者　宮崎ミヤ子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０３５号
広島市安佐南区八木５丁目７番６―301号
債務者　大畑　正徳
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０５６号
広島市南区荒神町４番７―205号　大幸ビル
債務者　奥野　進市
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６１号
広島市安佐北区口田南９丁目26番29号
債務者　久保　光春
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６２号
広島市安佐北区口田南９丁目26番29号
債務者　久保　逸美
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０６３号
広島市安佐南区山本新町５丁目38番27号
債務者　上田　恵子
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９６号
広島市安佐北区倉掛３丁目７番１号
債務者　大迫　照美
１　決定年月日時　平成22年８月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９号
徳島県美馬郡つるぎ町半田字高清1355番地２、住民票上の住所徳島県美馬郡つるぎ町貞光字横野137番地
債務者　塩田　幸雄
１　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
徳島地方裁判所美馬支部

平成２２年（フ）第６６号
愛媛県新居浜市東田２丁目1485番地の10
債務者　近藤　　孝
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１０３号
愛媛県西条市新町304番地２
債務者　長野　和子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１１号
愛媛県新居浜市萩生1598番地の11
債務者　友近　香代
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１４号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番121号、旧住所愛媛県新居浜市篠場町８番６号
債務者　片田みゆき
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１５号
愛媛県新居浜市田の上２丁目８番27号
債務者　近藤　知子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第１１６号
愛媛県新居浜市落神町４番27号
債務者　福田しげ子
１　決定年月日時　平成22年８月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所西条支部